



第83期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成30年6月27日(水曜日) 午前10時

開催場所 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
ホテルモントレ グラスミア大阪 21階 ブルーベルの間

議決権行使期限 平成30年6月26日(火曜日)

- 第83期定時株主総会招集ご通知 … 1
- 株主総会参考書類
 - 第1号議案 剰余金の処分の件 …… 4
 - 第2号議案 株式併合の件 …… 5
 - 第3号議案 取締役9名選任の件 …… 7
 - 第4号議案 監査役1名選任の件 …… 13
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件… 14
- 添付書類
 - 事業報告 …… 15
 - 連結計算書類 …… 29
 - 計算書類 …… 32
 - 監査報告書 …… 35

株 主 各 位

証券コード 1852

平成30年6月7日

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号マールイト難波ビル

株式会社 **浅沼組**

代表取締役社長 浅沼 健一

第83期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆さまには日頃よりご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入の上、平成30年6月26日(火曜日)午後5時15分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------------|---|
| 1.日 時 | 平成30年6月27日(水曜日) 午前10時 |
| 2.場 所 | 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号 ホテルモンテレ グラスミア大阪 21階 ブルーベルの間 |
| 3.目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第83期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第83期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合



開催日時 平成30年6月27日(水曜日) 午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合



書面による議決権行使

行使期限 平成30年6月26日(火曜日) 午後5時15分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使

行使期限 平成30年6月26日(火曜日) 午後5時15分まで

議決権行使サイト(<https://www.web54.net>)にアクセスいただき、画面の案内に従い行使期限までに賛否をご入力ください。
詳細は次ページをご参照ください。

◎ 当社は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.asanuma.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

- (1) 連結計算書類の連結注記表
- (2) 計算書類の個別注記表

なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。

◎ 株主総会参考書類及び添付書類(事業報告、計算書類、連結計算書類)の記載事項について、修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.asanuma.co.jp/>)に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。



パソコン又はスマートフォンの場合

- インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。
- インターネットによる議決権行使は、**平成30年6月26日(火曜日)午後5時15分まで受付**いたします。
(議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行役されるようお願いいたします。)
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様の負担となります。

※書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる 議決権行使に関する お問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

 **0120-652-031** [受付時間(午前9時～午後9時)]

アクセス手順

① WEBサイトへアクセス



② ログインする



③ パスワードの入力



④ 以降は画面の入力案内に従って 賛否をご入力ください。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。



第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の最重要施策として考え、それを実現するため、将来の事業展開に必要な新技術を開発しつつ、会社の競争力の維持強化に努め、業績に裏付けられた成果配分を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、経営体質の強化に必要な内部留保等を確保しつつ、財務状況及び業績などを総合的に勘案し、前期に比べて1株につき6円増配の16円とさせていただきたいと存じます。

- 1 配当財産の種類
金銭
- 2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株について16円
総額1,340,323,360円
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月28日

第2号議案 株式併合の件

1 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までに全ての国内上場会社の株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、会社法の定めに従い、平成30年10月1日付で当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することを、本議案の承認可決を条件として、平成30年5月23日開催の取締役会で決議いたしました。

これに併せて、単元株式数の変更後においても、当社株式の投資単位（1 売買単位当たりの価格）を証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）とし、株主様の議決権の数に変更が生じることのないよう、当社株式について10株を1株に併合するとともに、発行可能株式総数についてもこれと同じ割合で現行の2億9,356万5,000株を2,935万6,500株に変更するものです。

2 株式併合の割合

当社の株式について、10株を1株に併合いたします。

なお、株式の併合の結果、その所有株式の数に1株に満たない端数が生じる株主様に対しては、会社法第235条の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数の割合に応じて分配いたします。

3 株式併合の効力発生日

平成30年10月1日

4 効力発生日における発行可能株式総数

2,935万6,500株

なお、会社法第182条第2項の定めに基づき、株式併合の効力発生日をもって、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

(ご参考)

本議案が原案どおり承認可決された場合には、平成30年10月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>2億9,356万5,000株</u> とする。</p> <p>第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u> とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>2,935万6,500株</u> とする。</p> <p>第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、<u>100株</u> とする。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会出席回数
1	再任 浅沼健一	代表取締役 社長執行役員	17回/17回 (100%)
2	新任 浅沼誠	副社長執行役員 建築事業本部長	-
3	再任 廣田新次	取締役 専務執行役員 安全品質環境本部長 兼建築担当	17回/17回 (100%)
4	再任 山腰守夫	取締役 専務執行役員 社長室長 兼海外事業担当	17回/17回 (100%)
5	再任 小島達行	取締役 専務執行役員 安全品質環境本部長代理兼土木担当	17回/17回 (100%)
6	再任 立石勇一	取締役 常務執行役員 東京本店長 兼建築事業本部副本部長	14回/14回 (100%)
7	新任 植芝幸擴	常務執行役員 大阪本店長 兼建築事業本部副本部長	-
8	再任 社外 独立 齋藤宏保	取締役	17回/17回 (100%)
9	再任 社外 独立 福田昌史	取締役	14回/14回 (100%)

候補者番号

1

再任

あさ ぬま

浅沼

けん いち

健一

(昭和25年12月17日生)

所有する当社の株式の数 1,746,450株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和48年4月	当社入社	平成16年6月	当社代表取締役社長執行役員
昭和60年2月	当社取締役本社海外事業部次長	平成23年12月	当社代表取締役社長執行役員 事業本部長
平成元年2月	当社常務取締役本社人事部長	平成24年4月	当社代表取締役社長執行役員 統括事業本部長
平成3年6月	当社代表取締役常務取締役 社長室長兼本社人事部長	平成25年4月	当社代表取締役社長執行役員 現在に至る
平成4年11月	当社代表取締役専務取締役社長室長		
平成7年6月	当社代表取締役取締役社長		

[重要な兼職の状況]

浅沼建物株式会社 代表取締役社長
アサヌマ・コンストラクション・リミテッド・インターナショナル 取締役会長

取締役候補者の選任理由

上記の経歴を有し、当社の代表取締役として企業経営に精通していることから取締役候補者に選任いたしました。

(注) 浅沼健一氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

新任

あさ ぬま

浅沼

まこと

誠

(昭和47年4月18日生)

所有する当社の株式の数 1,373,883株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成8年4月	当社入社	平成28年4月	当社執行役員建築事業本部営業推進室長 兼リニューアル・不動産担当
平成21年6月	当社本社社長室次長兼総務部長	平成30年4月	当社副社長執行役員建築事業本部長 現在に至る
平成27年4月	当社執行役員リニューアル統括部長兼東 京本店リニューアル営業部長		

[重要な兼職の状況]

浅沼建物株式会社 取締役
アサヌマ・コンストラクション・リミテッド・インターナショナル 取締役

取締役候補者の選任理由

上記の経歴を有し、リニューアル部門・営業部門を中心に業務全般とマネジメントに精通していることから取締役候補者に選任いたしました。

(注) 浅沼誠氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

再任

ひろ た しん じ
廣田 新次 (昭和25年7月15日生)

所有する当社の株式の数 14,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和48年4月	当社入社	平成25年4月	当社取締役常務執行役員 建築事業本部長
平成15年9月	当社大阪本店営業第2部長	平成29年4月	当社取締役専務執行役員 建築事業本部長
平成19年6月	当社常務執行役員東京本店長	平成30年4月	当社取締役専務執行役員 安全品質環境本部長兼建築担当 現在に至る
平成20年6月	当社代表取締役常務執行役員東京本店長		
平成21年6月	当社取締役常務執行役員東京本店長		
平成23年4月	当社取締役常務執行役員東京本店駐在		
平成24年4月	当社取締役常務執行役員 統括副事業本部長		

取締役候補者の選任理由

上記の経歴を有し、当社の建築事業を中心に業務全般とマネジメントに精通していることから取締役候補者に選任いたしました。

(注) 廣田新次氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

再任

やま こし もり お
山腰 守夫 (昭和30年9月3日生)

所有する当社の株式の数 22,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成14年6月	株式会社三井住友銀行 新宿法人営業第二部長	平成24年6月	当社取締役常務執行役員 統括副事業本部長
平成15年6月	同行本店(東京)上席調査役	平成25年1月	当社取締役常務執行役員 社長室長
平成16年4月	同行名古屋法人営業第二部長	平成27年4月	当社取締役常務執行役員 社長室長兼海外事業担当
平成18年4月	同行業務監査部 上席調査役	平成29年4月	当社取締役専務執行役員 社長室長兼海外事業担当 現在に至る
平成19年6月	当社入社 執行役員 東京本店建築営業担当		
平成24年4月	当社常務執行役員統括副事業本部長		

取締役候補者の選任理由

上記の経歴や、金融機関において培ったマネジメントと知見を有し、当社の本社及び海外事業を中心に業務全般に精通していることから取締役候補者に選任いたしました。

(注) 山腰守夫氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

再任

こじま たつ ゆき
小島 達行 (昭和25年6月13日生)

所有する当社の株式の数 17,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和49年4月	当社入社	平成24年4月	当社執行役員土木事業本部長
平成15年10月	当社大阪本店土木部長	平成24年6月	当社取締役執行役員 土木事業本部長
平成19年10月	当社大阪本店土木部統括部長	平成26年4月	当社取締役常務執行役員 土木事業本部長
平成21年4月	当社大阪本店副本店長 (土木担当)	平成27年4月	当社取締役常務執行役員 土木事業本部長兼安全環境管理本部長
平成22年4月	当社執行役員 大阪本店副本店長 (土木担当) 兼経営企画本部副本部長 (土木担当)	平成29年4月	当社取締役専務執行役員 土木事業本部長兼安全環境管理本部長
平成23年12月	当社執行役員 大阪本店副本店長 (土木担当) 兼事業本部副本部長 (土木担当)	平成30年4月	当社取締役専務執行役員 安全品質環境本部長代理兼土木担当 現在に至る

取締役候補者の選任理由

上記の経歴を有し、当社の土木事業を中心に業務全般とマネジメントに精通していることから取締役候補者に選任いたしました。

(注) 小島達行氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

再任

たて いし ゆう いち
立石 勇一 (昭和30年12月26日生)

所有する当社の株式の数 3,097株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年4月	当社入社	平成29年6月	当社取締役常務執行役員 東京本店長
平成24年4月	当社東京本店建築部長	平成30年4月	当社取締役常務執行役員 東京本店長兼建築事業本部副本部長 現在に至る
平成28年1月	当社東京本店副本店長 (建築担当)		
平成28年4月	当社常務執行役員東京本店長		

取締役候補者の選任理由

上記の経歴を有し、当社の東京本店建築事業を中心に業務全般とマネジメントに精通していることから取締役候補者に選任いたしました。

(注) 立石勇一氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号

7

新任

うえ しば

植芝

ゆき ひろ

幸擴

(昭和30年4月8日生)

所有する当社の株式の数

9,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和49年4月	当社入社	平成29年4月	当社常務執行役員大阪本店長
平成25年4月	当社大阪本店建築部長	平成30年4月	当社常務執行役員大阪本店長 兼建築事業本部副本部長
平成27年4月	当社執行役員 大阪本店副本部長（建築担当）		現在に至る

取締役候補者の選任理由

上記の経歴を有し、当社の大阪本店建築事業を中心に業務全般とマネジメントに精通していることから取締役候補者に選任いたしました。

(注) 植芝幸擴氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

候補者番号

8

再任

社外

独立

さい どう

齋藤

ひろ やす

宏保

(昭和22年3月17日生)

所有する当社の株式の数

-株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和45年4月	NHK（日本放送協会）入局	平成27年3月	同大学人文学部教授・メディア教育センター長退任
平成7年6月	同局 解説委員	平成27年6月	株式会社NHKグローバルメディアサービス専門委員
平成10年6月	同局 解説主幹	平成28年6月	当社社外取締役（現任）
平成16年3月	同局 定年退職	平成29年9月	株式会社NHKグローバルメディアサービス専門委員退任
平成16年4月	東京農工大学大学院客員教授	平成29年9月	ジャーナリスト（現任） 現在に至る
平成17年3月	同大学大学院客員教授退任		
平成17年4月	中部大学人文学部教授・メディア教育センター長		

社外取締役候補者の選任理由

および社外取締役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由

齋藤宏保氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の経歴を有し、ジャーナリストとしての専門分野における豊富な知識・経験等を有することなどから、当社の業務執行の適法性確保のために有益であると判断し、社外取締役候補者に選任いたしました。

- (注) 1. 齋藤宏保氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
 2. 齋藤宏保氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時を持って2年となります。
 3. 当社は、齋藤宏保氏との間で、社外取締役としての役割を十分に発揮できるよう法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。
 4. 当社は齋藤宏保氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

候補者番号

9

再任

社外

独立

ふく だ まさ ふみ
福田 昌史 (昭和19年8月25日生)

所有する当社の株式の数 -株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和46年4月	建設省（現国土交通省）入省	平成20年5月	四国建設弘済会（四国クリエイト協会）理事長
平成11年10月	同省四国地方建設局（現四国地方整備局）局長	平成29年6月	四国建設弘済会（四国クリエイト協会）顧問（現任）
平成13年11月	水資源開発公団（現水資源機構）理事	平成29年6月	当社社外取締役 現在に至る

[重要な兼職の状況]

四国建設弘済会（四国クリエイト協会）顧問
 高知工科大学名誉客員教授

社外取締役候補者の選任理由

および社外取締役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由

福田昌史氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の経歴を有し、長年建設分野に携わってきたことによる豊富な知識・経験等を有することなどから、当社の業務執行の適法性確保のために有益であると判断し、社外取締役候補者に選任いたしました。

- (注) 1. 福田昌史氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
 2. 福田昌史氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時を持って1年となります。
 3. 当社は、福田昌史氏との間で、社外取締役としての役割を十分に発揮できるよう法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。
 4. 当社は福田昌史氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役石島隆氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

いし じま	たかし		
石島	隆	(昭和32年11月8日生)	所有する当社の株式の数 1,000株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

再任

社外

独立

昭和58年3月	公認会計士登録	平成19年4月	法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授（現任）
平成10年8月	センチュリー監査法人（現新日本有責任監査法人）代表社員	平成22年6月	当社監査役（現任）
平成15年3月	同監査法人代表社員退任	平成29年6月	巢鴨信用金庫非常勤理事（現任） 現在に至る
平成15年4月	大阪成蹊大学現代経営情報学部助教授		
平成15年6月	三栄源エフ・エフ・アイ株式会社社外監査役（現任）		

[重要な兼職の状況]

法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授
三栄源エフ・エフ・アイ株式会社 社外監査役
巢鴨信用金庫 非常勤理事

社外監査役候補者の選任理由

および社外監査役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由

石島隆氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士の資格を有し、また大学院教授として専門分野における豊富な知識・経験等を有していることから監査役に就任された場合に当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役候補者に選任いたしました。

- (注) 1. 石島隆氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 石島隆氏の当社社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時を持って8年となります。
3. 当社は、石島隆氏が社外監査役に就任された場合、社外監査役としての役割を十分に発揮できるよう同氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は石島隆氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役である石島隆氏及び山脇衛氏の補欠の社外監査役として、あらかじめ補欠の社外監査役1名選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

たけ はやし りゅう た ろう
竹林 竜太郎 (昭和39年12月10日生) 所有する当社の株式の数 -株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

平成9年4月	弁護士登録 竹林・畑・中川・福島法律事務所入所	平成25年6月	シキボウ株式会社補欠監査役
平成16年10月	京都産業大学法科大学院講師	平成26年6月	当社補欠監査役
平成20年4月	京都大学法科大学院講師		現在に至る

社外

独立

社外監査役候補者の選任理由

および社外監査役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由

竹林竜太郎氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知見並びに企業法務に関する豊富な知識・経験等を有することなどから、監査役に就任された場合に当社業務執行の適法性確保のため、補欠監査役候補者に選任いたしました。

- (注) 1. 竹林竜太郎氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
 2. 当社は、竹林竜太郎氏が社外監査役に就任された場合、社外監査役としての役割を十分に発揮できるよう同氏との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。
 3. 当社は、竹林竜太郎氏が社外監査役に就任された場合、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益の拡大や雇用・所得環境の改善が続くなか、設備の老朽化に伴う設備投資や個人消費の拡大もあり、緩やかな回復基調で推移いたしました。海外に目を向けると米国の保護主義政策などの影響で、円高が進むなど世界経済情勢に動揺が広がってきた年でもありました。

当社グループの主たる事業である建設業界におきましては、公共建設投資については、復興予算の実施など堅調に推移し、民間建設投資については、回復基調の海外輸出関連をはじめとする企業収益の改善を背景として、持ち直しの動きが見られ、設備投資等により、建設投資全体としては堅調に推移いたしました。

このような環境の下、当社グループの当連結会計年度の受注高は、期初計画を上回り1,387億6千5百万円となり、前連結会計年度比9.4%減少となりました。

売上高につきましては、1,434億3千4百万円となり、前連結会計年度比8.1%の増加となりました。

部門別売上高は、建築事業が1,191億3千4百万円（前年同期比14.3%増）、土木事業が230億4千7百万円（前年同期比15.8%減）、その他の事業が12億5千3百万円（前連結会計年度比15.9%増）であります。

この結果、当社グループにおける受注高・売上高・繰越高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	建 築	105,785	115,171	119,134	101,823
	土 木	32,490	23,594	23,047	33,037
	計	138,276	138,765	142,181	134,860
その他の事業		-	-	1,253	-
合 計		138,276	138,765	143,434	134,860

損益に関しまして、完成工事高の増加と工事採算の改善等により完成工事総利益が期初の計画を大きく上回り、売上総利益につきましては、151億5千8百万円（前年同期比13.6%増）となりました。

また、営業損益は、79億5千3百万円の利益（前年同期比19.3%増）となりました。

経常損益は、76億9百万円の利益（前年同期比19.2%増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純損益は、52億2千1百万円の利益（前年同期比28.4%減）となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資は、技術研究所の設備更新・改修、及び社内システムの機能拡張等の情報関連設備（ソフトウェア含む）を中心に総額は8億7千2百万円であります。

3. 資金調達の状況

当社は経営環境の変化に柔軟に対応するため、安定的かつ機動的な資金調達枠を確保するとともに、より一層の財務基盤の強化を図ることを目的としてコミットメントライン契約を締結しております。

4. 対処すべき課題

次期の見通しにつきまして、わが国の経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、オリンピック・パラリンピック関連の需要喚起や経済政策等の各種政策の効果により、引き続き景気の緩やかな回復基調が期待されるものの、中国をはじめとする新興国経済の下振れリスクや米国の政策動向などについては留意することが必要と思われれます。

当社グループの主たる事業である建設業界につきまして、次期（2018年度）の建設投資は、公共・民間とも堅調さを維持するものと見られ、民間の住宅着工においては消費税増税の影響による駆け込み需要により、増加すると見られます。ただし企業業績に影響を与える、資材、労務の調達価格の動向には注視する必要があります。

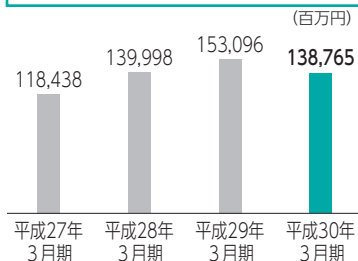
このような状況のなか、当社グループといたしましては、2018年度を初年度とする新中期3カ年計画を策定し、その各施策を基に安定した業績の確保・継続を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

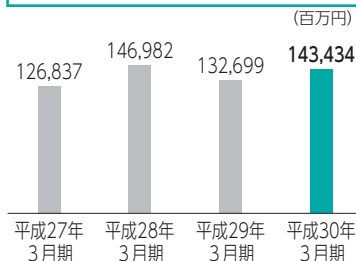
5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成27年 3月期	平成28年 3月期	平成29年 3月期	平成30年 3月期
受 注 高 (百万円)	118,438	139,998	153,096	138,765
売 上 高 (百万円)	126,837	146,982	132,699	143,434
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,793	6,728	7,294	5,221
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	36.71	88.44	95.14	62.33
総 資 産 (百万円)	104,143	106,063	104,395	103,415
純 資 産 (百万円)	13,650	19,925	30,071	35,223

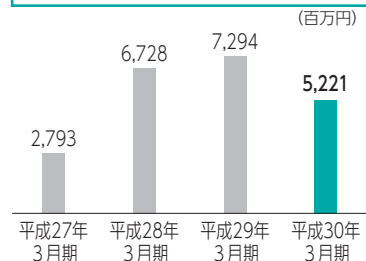
受注高



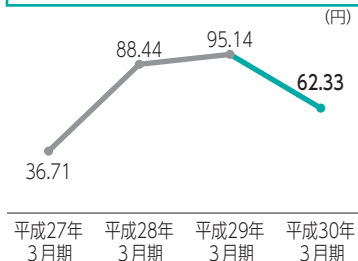
売上高



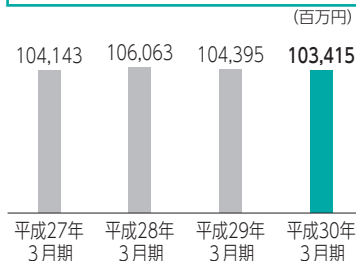
親会社株主に帰属する当期純利益



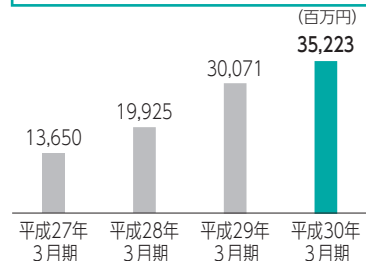
1株当たり当期純利益



総資産



純資産



6. 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
浅沼建物株式会社	20百万円	100.0%	損害保険代理業

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社1社を含め5社であり、このほか持分法適用会社3社があります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

7. 主要な事業内容

当社グループは、建設業法により特定建設業者として国土交通大臣許可を受け、土木、建築並びにこれらに関する事業、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者として国土交通大臣免許を受けて不動産に関する事業、建築物・関連設備の管理メンテナンス事業、損害保険代理業を行っております。

8. 主要な営業所

- ① 当 社

名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 浪 速 区
大 阪 本 店	大 阪 市 浪 速 区
東 京 本 店	東 京 都 港 区
名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 中 村 区
北 海 道 支 店	札 幌 市 豊 平 区
東 北 支 店	仙 台 市 青 葉 区
さいたま支店	さいたま市南区
横 浜 支 店	横 浜 市 中 区
神 戸 支 店	神 戸 市 中 央 区
広 島 支 店	広 島 市 南 区
九 州 支 店	福 岡 市 博 多 区

- ② 子会社

名 称	所 在 地
浅沼建物株式会社	大 阪 市 浪 速 区

9. 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
1,252名	9名増

10. 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,857 百万円
株式会社りそな銀行	1,521
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,161
株式会社北陸銀行	1,000

- (注) 1. 上記の借入先には、PFI事業を営む連結子会社に対する株式会社三井住友銀行を幹事とするプロジェクトファイナンスローン1件（借入先3社）総額739百万円並びに、株式会社足利銀行を幹事とするプロジェクトファイナンスローン1件（借入先7社）総額3,325百万円、株式会社南都銀行を借入先とするプロジェクトファイナンスローン1件665百万円は含めておりません。
2. 当社においては、経営環境の変化に柔軟に対応するため、安定的かつ機動的な資金調達枠を確保するとともに、より一層の財務基盤の強化を図ることを目的としてコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該実行残高はございません。
3. 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しております。

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 293,565,000株
2. 発行済株式の総数 85,086,293株 (自己株式1,316,083株を含む)
3. 株主数 6,044名 (前期比1,491名減)
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	6,356 千株	7.59 %
株式会社三井住友銀行	3,775	4.51
浅沼組弥生会持株会	3,617	4.32
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	2,544	3.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,424	2.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,100	2.51
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG /JASDEC/ACCT BP 2S DUBLIN CLIENTS-A I FM	1,804	2.15
浅沼健一	1,746	2.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,514	1.81
浅沼組自社株投資会	1,377	1.64

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

5. その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

(平成30年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	浅沼健一	社長執行役員	浅沼建物株式会社 代表取締役社長 アサヌマ・コンストラクシ ョン・リミテッド・インターナ ショナル取締役会長
取締役	廣田新次	専務執行役員 建築事業本部長	
取締役	山腰守夫	専務執行役員 社長室長 兼海外事業担当	
取締役	小島達行	専務執行役員 土木事業本部長 兼安全環境管理本部長	
取締役	上田隆史	大阪本店駐在	
取締役	立石勇一	常務執行役員 東京本店長	
取締役	齋藤宏保		
取締役	福田昌史		四国建設弘済会（四国クリエ イト協会）顧問 高知工科大学名誉客員教授
常勤監査役	香田一郎		
常勤監査役	中西啓悦		
監査役	石島隆		法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科教授 三栄源エフ・エフ・アイ株式会 社社外監査役 巢鴨信用金庫非常勤理事
監査役	山脇衛		社会福祉法人三秀会 監事

- (注) 1. 取締役齋藤宏保氏及び福田昌史氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役石島隆氏及び山脇衛氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役石島隆氏は、公認会計士の資格を有し、また大学院教授として専門分野における豊富な知識・経験等を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役齋藤宏保氏及び福田昌史氏、監査役石島隆氏及び山脇衛氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当期中の取締役及び監査役の異動
 (1) 就任 平成29年6月28日開催の第82期定時株主総会において、立石勇一氏及び福田昌史氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
 (2) 退任 平成29年6月28日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって、取締役内藤秀文氏及び野末佳奈子氏がそれぞれ退任いたしました。
 6. 平成30年4月1日付で、取締役廣田新次氏は専務執行役員安全品質環境本部長兼建築担当に、取締役小島達行氏は専務執行役員安全品質環境本部長代理兼土木担当に、取締役立石勇一氏は常務執行役員東京本店長兼建築事業本部副本部長に担当が変更となっております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (3名)	141百万円 (12百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	28百万円 (8百万円)
合 計	14名	170百万円

4. 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社の関係
当社とは記載すべき関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	齋藤 宏 保	当期開催の取締役会17回中17回に出席し、ジャーナリストとしての専門分野における豊富な知識・経験を活かし、議案等について発言を行っております。
	福田 昌 史	社外取締役就任以降開催された取締役会14回中14回に出席し、長年建設分野に携わってきたことによる豊富な知識・経験を活かし、議案等について発言を行っております。
社外監査役	石 島 隆	当期開催の取締役会17回中17回、監査役会15回中15回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からリスク管理及び決算の在り方等財務全般について発言を行っております。
	山 脇 衛	当期開催の取締役会17回中17回、監査役会15回中15回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から内部統制システムや、コンプライアンスについて発言を行っております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	50百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査内容、職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定することといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。今後も経営・業務の適正性を確保するとともに、環境の変化に応じた見直しを行い、内部統制システムの改善を図ってまいります。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業行動規範、コンプライアンス宣言を基本としたコンプライアンス規程、取締役会規則、執行役員規則等を整備する。
- ② コンプライアンス委員会及びコンプライアンス室を設置し、内部通報制度を構築する。
- ③ 内部通報制度に基づく報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。
- ④ 監査室を設置し、業務活動が法令等に準拠しているか等を客観的に評価し、改善・提言を行うことを目的とする内部監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規則、稟議規程等に従い適切に保存及び管理し、必要に応じて検証、規程等の見直しを行う。

3. 会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業推進に伴う損失の危険の管理については、リスクの適切な識別及び管理の重要性を認識・評価し、状況分析を行い、業務に係る最適な管理体制を構築する。

- ① 日常業務に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部署で対応するとともに、必要に応じて専門性を持った会議体で審議し、適切な対策を講じる。
- ② 突発的に発生する災害等に伴うリスクについては、危機管理の手引き等に基づき対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は原則月1回開催し、また必要に応じて随時開催する。なお開催困難な場合は、書面決議ができるものとする。なお、重要案件については社長の諮問機関である経営会議に諮り、事前に検討し取締役会に上程する。
- ② 経営上の意思決定と業務執行の明確化を目指して執行役員制度を採用する。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社にも当社の企業行動規範、コンプライアンス宣言を基本としたコンプライアンス規程等を適用することで、グループ全体の業務の適正化を図るとともに、内部通報制度についてもその通報窓口を関係会社にも開放し、これを関係会社に周知することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性とグループ内取引の公正性を確保する。
- ② 当社は、関係会社管理規程に基づき関係会社の業務執行を管理し、関係会社は、定期的に当社取締役会へ業務執行についての報告を行うものとする。
- ③ 関係会社における事業推進に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別及び管理の重要性を認識・評価し、状況分析を行うことで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制を構築する。
- ④ 当社と関係会社との間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査役補助者」という）を置くことを求めた場合における監査役補助者に関する事項

取締役会は監査役会と協議し、職務を補助すべき監査役補助者を置く。

7. 監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者を置く場合は、監査役補助者の任免・評価等について常勤監査役の同意を得るものとする。

8. 監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助者を置く場合は、監査役補助者に、監査役の指示に基づいた調査に関する権限を認める。

9. 監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役及び取締役は、取締役会において担当業務の執行状況について監査役に報告する。
- ② 取締役及び使用人、並びに関係会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、監査室が実施した内部監査結果、内部通報があった法令等の違反については、速やかに監査役に報告する。

10. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、必要に応じて、法律・会計等の専門家に相談をすることができ、その費用は会社が負担するものとする。

12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、監査役監査基準に基づき適切な運営を行うとともに、業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席する。
- ② 監査役は、業務執行に関する重要な文書を随時閲覧し、必要に応じ取締役、使用人に対し説明を求めることができる。
- ③ 監査役と会計監査人及び監査室は相互に連携し、必要に応じて意見交換を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

①内部統制システム全般

当社グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の監査室がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンス

当社は、当社グループの使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は、内部通報制度により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③リスク管理体制

コンプライアンス委員会において、報告されたリスクの管理状況について報告いたしました。

④内部監査

監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施いたしました。

(注) 事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入しております。

● 連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	88,147
現金預金	39,913
受取手形・完成工事未収入金等	42,509
未成工事支出金	924
その他のたな卸資産	48
未収入金	3,481
繰延税金資産	896
その他	411
貸倒引当金	△38
固定資産	15,268
有形固定資産	4,788
建物・構築物	2,426
土地	1,830
その他	530
無形固定資産	471
ソフトウェア	261
ソフトウェア仮勘定	100
その他	108
投資その他の資産	10,008
投資有価証券	9,167
長期貸付金	120
繰延税金資産	1
その他	1,399
貸倒引当金	△681
資産合計	103,415

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	55,670
支払手形・工事未払金等	30,146
短期借入金	5,452
未払金	3,015
未払法人税等	1,150
繰延税金負債	0
未成工事受入金	8,465
完成工事補償引当金	532
工事損失引当金	56
その他	6,850
固定負債	12,521
長期借入金	7,954
繰延税金負債	53
退職給付に係る負債	4,319
その他	193
負債合計	68,191
純資産の部	
株主資本	32,413
資本金	9,614
資本剰余金	2,166
利益剰余金	20,777
自己株式	△145
その他の包括利益累計額	2,694
その他有価証券評価差額金	3,070
退職給付に係る調整累計額	△376
非支配株主持分	115
純資産合計	35,223
負債純資産合計	103,415

連結損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		
完成工事高	142,181	
その他の事業売上高	1,253	143,434
売上原価		
完成工事原価	127,334	
その他の事業売上原価	941	128,275
売上総利益		
完成工事総利益	14,847	
その他の事業総利益	311	15,158
販売費及び一般管理費		7,205
営業利益		7,953
営業外収益		
受取利息及び配当金	230	
持分法による投資利益	12	
その他	32	275
営業外費用		
支払利息	235	
支払保証料	38	
支払手数料	279	
為替差損	57	
その他	8	619
経常利益		7,609
特別利益		
固定資産売却益	0	
会員権退会益	0	
その他	0	1
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	0	
減損損失	23	24
税金等調整前当期純利益		7,586
法人税、住民税及び事業税	1,461	
法人税等調整額	895	2,357
当期純利益		5,229
非支配株主に帰属する当期純利益		7
親会社株主に帰属する当期純利益		5,221

連結株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成29年4月1日残高	9,614	2,165	16,393	△142	28,032
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△837		△837
親会社株主に帰属する当期純利益			5,221		5,221
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	0	4,383	△2	4,381
平成30年3月31日残高	9,614	2,166	20,777	△145	32,413

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成29年4月1日残高	2,714	△784	1,930	108	30,071
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			-		△837
親会社株主に帰属する当期純利益			-		5,221
自己株式の取得			-		△3
自己株式の処分			-		0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	355	408	764	7	771
連結会計年度中の変動額合計	355	408	764	7	5,152
平成30年3月31日残高	3,070	△376	2,694	115	35,223



貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	81,754
現金預金	37,999
受取手形	2,357
電子記録債権	142
完成工事未収入金	35,572
販売用不動産	34
未成工事支出金	924
材料貯蔵品	14
未収入金	3,421
繰延税金資産	895
その他	432
貸倒引当金	△38
固定資産	15,418
有形固定資産	4,788
建物・構築物	2,426
機械装置・運搬具	37
工具器具・備品	413
土地	1,830
建設仮勘定	77
リース資産	2
無形固定資産	471
ソフトウェア	261
ソフトウェア仮勘定	100
その他	108
投資その他の資産	10,158
投資有価証券	9,019
関係会社株式	124
長期貸付金	339
長期営業外未収入金	684
長期前払費用	0
会員権及び入会金	196
その他	474
貸倒引当金	△681
資産合計	97,173

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	53,589
支払手形	4,088
工事未払金	25,296
短期借入金	4,328
未払金	3,014
未払費用	999
未払消費税等	1,539
未払法人税等	1,137
未成工事受入金	8,461
預り金	1,187
仮受消費税等	2,946
完成工事補償引当金	532
工事損失引当金	56
固定負債	8,483
長期借入金	4,300
繰延税金負債	211
退職給付引当金	3,779
長期未払金	97
その他	95
負債合計	62,072
純資産の部	
株主資本	32,037
資本金	9,614
資本剰余金	2,166
資本準備金	2,165
その他資本剰余金	0
利益剰余金	20,401
利益準備金	137
その他利益剰余金	20,264
固定資産圧縮積立金	406
繰越利益剰余金	19,857
自己株式	△145
評価・換算差額等	3,063
その他有価証券評価差額金	3,063
純資産合計	35,100
負債純資産合計	97,173

損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	142,181	
その他の事業売上高	516	142,698
売上原価		
完成工事原価	127,334	
その他の事業売上原価	380	127,714
売上総利益		
完成工事総利益	14,847	
その他の事業総利益	136	14,983
販売費及び一般管理費		7,154
営業利益		7,828
営業外収益		
受取利息及び配当金	188	
その他	52	241
営業外費用		
支払利息	163	
支払保証料	38	
支払手数料	279	
為替差損	57	
その他	7	546
経常利益		7,523
特別利益		
固定資産売却益	0	
会員権退会益	0	
その他	0	1
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	0	
減損損失	23	24
税引前当期純利益		7,500
法人税、住民税及び事業税	1,436	
法人税等調整額	898	2,334
当期純利益		5,166

株主資本等変動計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
平成29年4月1日残高	9,614	2,165	0	2,165	53	414	15,604
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩					-	△8	8
利益準備金の積立					-	83	△83
剰余金の配当					-		△837
当期純利益					-		5,166
自己株式の取得					-		
自己株式の処分			0	0			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					-		
事業年度中の変動額合計	-	-	0	0	83	△8	4,253
平成30年3月31日残高	9,614	2,165	0	2,166	137	406	19,857

	株 主 資 本			評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	利益剰余金合計				
平成29年4月1日残高	16,072	△142	27,710	2,709	30,419
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩	-		-		-
利益準備金の積立	-		-		-
剰余金の配当	△837		△837		△837
当期純利益	5,166		5,166		5,166
自己株式の取得	-	△3	△3		△3
自己株式の処分	-	0	0		0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-		-	354	354
事業年度中の変動額合計	4,328	△2	4,326	354	4,680
平成30年3月31日残高	20,401	△145	32,037	3,063	35,100

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月22日

株式会社 浅沼組
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒井憲一郎 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林雅史 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社浅沼組の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社浅沼組及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月22日

株式会社 浅沼組
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒井憲一郎 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林雅史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社浅沼組の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月22日

株式会社 浅沼組 監査役会

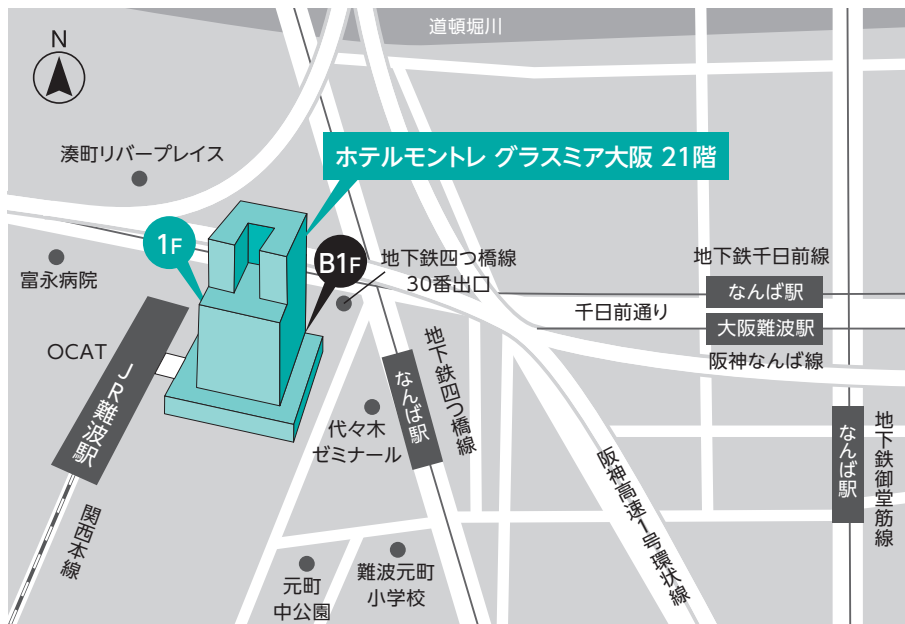
常勤監査役 香田 一郎 ㊟
 常勤監査役 中西 啓悦 ㊟
 監査役 (社外監査役) 石島 隆 ㊟
 監査役 (社外監査役) 山脇 衛 ㊟

以上

株主総会
会場ご案内図

会場 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
ホテルモンテレ グラスミア大阪 21階 ブルーベルの間
電話 06-6645-7111 (代表)

※マールイト難波ビル1F及びB1Fにホテル用入口がございます



電車

▶ 南海なんば駅

3F北改札or2F中央改札より
徒歩約10分

地下鉄及び近鉄・阪神をご利用の際は、
地下道30番出口にて直結

▶ 地下鉄四つ橋線なんば駅

B1F北改札より徒歩約1分

▶ 地下鉄千日前線なんば駅

B2F西改札より徒歩約2分

▶ 地下鉄御堂筋線なんば駅

B1F北西or北東改札より徒歩約5分

▶ 近鉄・阪神大阪難波駅

B2F西改札より徒歩約2分

JRをご利用の際は、B1F連絡口にて直結

▶ JR難波駅

B1F改札より徒歩約1分

※駐車場の準備はいたしておりませんので、
ご了承のほどお願い申し上げます。

